



## 国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) 第 13 回締約国会議 (COP 3) 京都議定書第 3 回締約国会合 (COP/MOP3)

2007年12月3日(月) ハイライト

12月3日(月)朝、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)第13回締約国会議 (COP 13) および京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP 3) が開幕した。また、京都議定書の附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第4回再会合(AWG 4)ならびに国連の実施に関する補助機関の第27回会合(SBI 27) と科学的・技術的助言に関する補助機関の第27回会合 (SBSTA 27)も午後開幕した。

### **COP 13**

国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC)の第13回締約国会議 (COP 13) は、前回のCOP議長を務めたKivutha Kibwana (ケニア) が開会宣言を行い、ミュージカルのパフォーマンスとともに参加者歓迎のスピーチが行われた。

そして、今回のCOP 13議長にはRachmat Witoelarインドネシア環境相が選出された。COP 13議長は、バリ会議の交渉議題に合意し、2009年に交渉完了とするためには、締約国の幅広い支持が必要であると強調し、気候レジームの将来に関する交渉開始を呼びかけた。また、バリ州知事のDewa Made Berthaは、バリ島にも気候変動が深刻な影響をもたらしていると警鐘を鳴らした。

UNFCCC事務局長のYvo de Boerは、バリ会議は具体的な成果を出さなければならないという多大なる責任を有しているとし、適応のための行動、適応基金、技術協力のための枠組み、森林減少からの排出量を削減するための初期的活動など、緊急に合意が必要となる分野を列挙した。Yvo de Boer事務局長は、新しいエネルギーの未来を築くためのリーダーシップ、ならびに途上国に対して “燃料を供給してクリーンな成長を促すための” 先進国側の思い切った行動が必要であり、環境を破壊することなく化石燃料を使用するための集団責任 (collective responsibility) を有するとともに、適応問題を優先事項と位置づけるよう求めた。そのためには、まずはどのような道具 (tool) が適切なのか検討し、その後、どういった手段 (type of instrument) を選択すべきなのかという点に焦点を合わせ、最終的にその手法の法的性格 (legal nature) について検討すべきであると提案した。

**組織的な事項:** 投票に関する規定案42を除き、手続き事項に関する規定案をひきつづき適用することで締約国が合意し、これまで留保されていたUNFCCC 4条2項(a)および(c) (政策と措置)



の妥当性に関する第2回見直しに関する議題項目も含めたCOP 議題 (FCCC/CP/2007/1)が採択された。議長団 (Bureau) の選出にあたり Witoelar COP議長は、新議長団が決定するまで現行議長団メンバーがその任にあたりと述べた。また、提案されているオブザーバー組織の承認 (FCCC/CP/2007/2)について合意がなされた。技術の開発と移転に関する議題項目については、SBSTAとSBIの双方に検討を付託するというG-77/中国を代表してパキスタンからあがっていた提案が承認された。

**オープニングスピーチ:** オーストラリアは、アンブレラグループの立場から、すべての国が貢献できるような野心的な長期目標 (long-term aspirational goal) を盛り込んだ包括的な国際協定が必要であると、UNFCCCダイアログ (対話) を土台にした新たなプロセスの開始を提唱するとともに、AWGの下での協議継続と京都議定書9条の下での見直しを期待していると述べた。

パキスタンは、G-77/中国の立場から、枠組み条約と京都議定書に規定されている主要原則に基づいたアプローチを強調し、AWGの下での作業を進展させることが“絶対不可欠”であると述べた。

世界の気温が2°C上昇すれば、小島嶼後発途上国 (SIDS) に対して壊滅的な影響があるとして、小島嶼国連合 (AOSIS) の立場から、グレナダが、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) の枠組みの中で京都議定書を踏まえつつ、大気中CO<sub>2</sub>濃度の445ppm以下での安定化につながるような地球規模の包括的な対応策を講じる必要があると強調した。ナイジェリアは、アフリカグループの立場から、先進国に現在のコミットメント (約束) の達成を求めた。

スイスは、環境十全グループの立場から、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の第4次評価報告書 (AR4) について触れ、緊急に行動を起こすよう求めた。モルジブは、後発開発途上国 (LDCs) の立場から、クリーン開発メカニズム (CDM) だけではなく、他の柔軟性メカニズムにも適応基金の課徴金制度を適用し、国際海上輸送や国際航空なども対象に課税することを提案した。

ポルトガルは、欧州連合 (EU) の立場から、今後10-15年以内に世界の排出量の伸びに歯止めをかけなければならないと述べ、そのためにも2009年までに包括的な国際合意が必要であると強調した。バングラデシュは、最近のサイクロン (熱帯低気圧) による死者数が5000人に上ったと伝え、適応のための資金援助に確固たる約束がほしいと述べた。

**UNFCCC対話(ダイアログ):** ダイアログの共同ファシリテータ役を務めるHoward Bamsey (オーストラリア) と Sandea De Wet (南アフリカ) は、これまでにダイアログが行った4回のワークショップについて報告し、参加者に報告書(FCCC/CP/2007/4)に記載したオプションについて検討するよう促した。

ダイアログを新たなプロセスへと切り替えることに多くの締約国が賛意を示し、2013年以降の枠組みは2009年までに決定しなければならないと述べた。欧州連合 (EU) 、小島嶼国連合 (AOSIS) 、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェーなどが、包括的な国際協定を求めた。日本は、COP決議を要する提案を発表、国連気候変動枠組み条約 (UNFCCC) の下で新たなアド



Earth Negotiations Bulletin  
COP13/COP/MOP3  
<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

ホックワーキンググループを設置することを提案した。ニュージーランドは、公式プロセスへの移行案を支持しつつ、AWGのプロセスと9条見直しに関するプロセスを合体させることを提案した。ナイジェリアは2トラック方式の継続を支持した。米国は、交渉完了までの行程表「バリ・ロードマップ」に関する話し合いを前進させようと明言し、ワーキンググループの設置と2トラック方式継続を支持した。中国は、UNFCCCと京都議定書の下でパラレルだが独立した2つのプロセスとするよう提案し、ダイアログの方で緩和、技術移転、資金援助、適応に対応するよう主張した。

カナダは、2050年までの排出量半減につながる長期重点目標を唱え、経済的な現実、技術の開発と普及、バーデンシェアリング（公平な負担）、柔軟性、適応などを求めた。小島嶼国連合（AOSIS）は、UNFCCCの下での新たな適応基金の設置を求めた。ノルウェーは、森林減少や国際航空・海上輸送からの排出量も対象としていく必要があると指摘した。

サウジアラビアは、附属書I締約国が途上国に数値目標を課そうとしており、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）はまるでエネルギー会議と化すかのようになっていると主張した。

参加者は共同ファシリテータの報告書に留意するという事で合意した。COP議長のWitoelar大臣は、閣僚会合の中でプロセスの形式、実質的な作業範囲と期限、予算上の問題などについて集中的に討議するための選択肢をまとめるコンタクトグループの設置を提案し、サウジアラビアがこれに反対を唱えたものの、COPのWitoelar議長と対話のBamseyおよび De Wet共同ファシリテータが進行役を務めるコンタクトグループの設置について政府代表者らの合意が得られた。

### **COP/MOP 3**

COPのWitoelar議長が京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP 3)の開会宣言を行った。オーストラリアが、Kevin Rudd豪新首相は迅速に京都議定書に批准する意向であると表明、2050年までに排出量を60%削減するという目標の下、排出量取引制度を導入するという豪政府の意思を伝えた。その後、COP/MOP議題 (FCCC/KP/CMP/2007/1)が採択された。

EU、G-77/中国、サウジアラビアは、オーストラリアの京都議定書批准の決定を歓迎した。また、EUは、適応基金を稼働させる必要があると強調し、UNFCCCと京都議定書の2つのトラックの下での2013年以降の包括的な交渉プロセスを求めた。

### **AWG 4**

AWG議長のLeon Charles (グレナダ)が、京都議定書の附属書I国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループAWG第4回再会合の開会を宣言し、参加者には作業計画や方法やスケジュールなどの見直しに関する議題項目に注目するよう求めた。また、AWG議長は、AWGが第1約束期間と第2約束期間との間に空白期が生じないよう作業予定表を完了させる任を受けていることをあらためて想起させた。アンブレラグループは、AWGをバリ・ロードマップの重要な構成要素であると表現し、ロードマップのための構成要素は同時に終了しながらもたった一つの成果を生み出さなければならないと付言した。G-77/中国は、AWGの作業終了時期については明確に決



Earth Negotiations Bulletin  
COP13/COP/MOP3  
<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel:+81-3-3663-2500 Fax:+81-3-3663-2301

まっていないと指摘した。AOSISは、小島嶼後発途上国（SIDs）に対する気候変動の影響回避を、2013年以降の合意のひとつのベンチマークとすべきであると述べた。EUは、低炭素社会への移行が政治的な優先課題であるとし、9条の下での京都議定書の第2回見直しを含めて、AWGと他のプロセスの作業の連携を提案した。

韓国は、2013年以降のコミットメント（約束）の確固たる礎となるのはAWGの作業であると位置づけた。ニュージーランドは、数値目標を決定する前に2013年以降のルールづくりを完了させなければならないと指摘した。

NGOの気候行動ネットワーク（CAN）は、AWG第4回会合で附属書I国の明示的な排出削減幅について合意すべきであると主張した。持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）は長期的な法的枠組みの整備が必要であると強調した。AWGのCharles議長が議長を務めるコンタクトグループが設置された。

### **SBI 27**

SBI議長のBagher Asadi（イラン）が実施に関する補助機関（SBI）の開会を宣言し、SBI議題案（FCCC/SBI/2007/16）について参加者に検討をもとめた。Asadi議長提案の非附属書I国の国別報告書に関する情報は次回のSBI会合（SBI 28）まで一時保留とするサブ項目4(b)について参加者が合意した。パキスタンは、G-77/中国の立場から、技術移転に関するSBIの議題項目に関して本日午前に行われたCOP決議について指摘したが、これについてAsadi議長は公式な報告を受けていないと述べた。さらに議論が行われた後で、G-77/中国は、SBI議長は次回のSBIプレナリーでのCOP議長からの何らかの今後の指示について動くという理解の上で同議題を採択するというAsadi議長提案に同意した。

G-77/中国は、適切かつ予測しうる財源をかかえた適応基金を即時稼働させるよう求めるとともに、キャパシティビルディング（能力向上）にもっと重きを置き、後発開発途上国（LDCs）基金の活動範囲と資金補充に関して決定を下すよう求めた。

アンブレラグループは、適応と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画（決議1/CP.10）での進展、国別報告書ならびに、適応基金の稼働開始について支持を表明した。

小島嶼国連合（AOSIS）は、具体的な作業計画づくりと小島嶼後発途上国（SIDs）への特別融資を支持して、COP/MOPは適応基金のための最高機関とすべきだと述べた。EUは、先週バリで行われた適応基金に関する非公式協議で前向きな成果があったと指摘した。一方、後発開発途上国（LDCs）は、適応基金のための独立した事務局と管理体制が必要であると述べた。

### **SBSTA 27**

SBSTA議長のKishan Kumarsingh（トリニダード・トバゴ）が、科学的・技術的助言に関する補助機関・第27回会合（SBSTA 27）の開会を宣言、議題案（FCCC/SBSTA/2007/5）を採択した。ベリーズが、小島嶼国連合（AOSIS）の立場で、適応、技術移転、系統的観測について強調し、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が小島嶼後発途上国（SIDs）に関する特別報告書を作成す



るよう提案した。後発開発途上国（LDCs）は、具体的な適応措置の実施と、技術移転に関する専門家グループ（EGTT）の権限拡大およびLDCsへの支援を強く主張した。EUは、短中期的な技術移転に取り組むための作業組織の発足とパイロット活動実施のための決定、および森林減少と森林劣化による排出量の削減（REDD）との関連で追加的な方法論上の作業を行うとの案を支持した。アンブレラグループが、技術移転、森林減少と森林劣化による排出量の削減（REDD）、およびナイロビ作業計画における前進を求めた。

**技術移転:** 事務局により背景文書(FCCC/SBSTA/2007/11、FCCC/SBSTA/2007/13&Add.1、FCCC/TP/2007/3)の紹介があった。締約国の多くが技術移転の重要性を認識し、今次会合での合意成立をめざす意欲があることを強調した。オーストラリア、日本、米国、スイス、カナダが技術移転に関する専門家グループ（EGTT）の作業と2012年までのEGTT作業組織の継続について強調した。EUは、今後あらためて構成される組織はシンクタンクとしての役割を担うことになるとし、EUとして財政支援を提供するとのコミットメントを表明した。米国は、すでに気候技術イニシアティブ(CTI)と連携し、民間融資諮問ネットワーク（Private Financing Advisory Network：PFAN）に50万米ドルを拠出したと述べた。G-77/中国は、技術移転のために新たな制度・資金メカニズムを整備し、進捗状況を測定するための指標づくりとともに知的所有権問題への対応するよう要請した。ウガンダは、UNFCCC4条5項(技術移転)の成果として、具体的にどれだけの数の技術が移転され、移転技術にはどのようなものがあつたかと質問した。技術のロックイン効果について触れながら、中国は、技術移転が緊急を要する課題であるとし、技術移転基金、官民協力、気候保護と知的所有権（IPR）保護の双方の検討などが必要であると指摘した。Carlos Fuller（バリーズ）と島田久仁彦（日本）が共同ファシリテータを務めるコンタクトグループが発足した。

## 廊下にて

オーストラリアでは新政権が京都議定書に批准する意向であるとの発表があり、各国の政府代表から賛辞があがった。オーストラリアによるこの発表は、全体会合（プレナリー）で拍手をもって迎えられ、これがいくつかの“野心的”で“詳細にわたる”提案とあわせて、ロードマップに向けてさらに弾みをつけることになるのではないかとの見方があがった。

また、一部の参加者からは、びっしりと詰まった今後のスケジュール（特に第2週）について警告を促す声も聞かれた。これからの交渉課題についての合意やバリ会議で目指されている2009年の交渉期限について合意もあるだろうという非常に楽観的な見方も存在するが、全員そうした楽天的な観測を持っているわけではない。「もちろん、バリ・ロードマップがあるべき成果ではあるが、このプロセスで保証されていることは何も無い」というのがあるベテラン交渉官の見方だ。

一方、技術移転に関する議題項目の追加に関する議論の紛糾ぶりに、SBIは不吉なスタートを切ったと指摘する声も聞かれた。この項目については本日午前にSBIより先立って開催されたCOPの場で明らかに合意されたように見受けられたが、一部の参加者からは「（COPで）合意さ



Earth Negotiations Bulletin  
COP13/COP/MOP3  
<http://www.iisd.ca/climate/cop13>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

れたのは、一部の締約国がプレナリー会合に注意を払っていなかったのが主な原因」で、「そうでなければ提案に混乱していたためだ」との分析もあった。技術移転に関する非公式協議は夜まで継続した。

Earth Negotiations Bulletin © [enb@iisd.org](mailto:enb@iisd.org) 執筆・編集: Peter Doran, Ph.D., María Gutiérrez, Ph.D., Kati Kulovesi, Miquel Muñoz, Ph.D., Chris Spence. デジタル編集: Leila Mead. 編集: Pamela S. Chasek, Ph.D. [pam@iisd.org](mailto:pam@iisd.org). The IISD Reporting Services 責任者: Langston James “Kimo” Goree VI [kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org). ENB Sustaining Donors (継続寄贈者) は下記の通りです: 英国政府 (国際開発省 (DFID) 経由)、アメリカ合衆国政府 (国務省・海洋国際環境科学局経由)、カナダ政府 (CIDA)、デンマーク外務省、ドイツ政府 (連邦環境省 BMU、連邦開発協力省 BMZ 経由)、オランダ外務省、欧州委員会 (DG-ENV)、イタリア環境領土省自然保護局、スイス連邦環境局 (FOEN)。2007 年の ENB 全般に対する支援は、下記の政府、機関から提供されています。ノルウェー外務省および環境省、オーストラリア政府、オーストラリア連邦農林・環境・治水省、スウェーデン環境省、ニュージーランド外務貿易省、SWAN International、日本国環境省 (地球環境戦略研究機関 IGES 経由) および経済産業省 (地球産業文化研究所 GISPRI 経由)。ENB のフランス語訳は International Organization of the Francophonie (IOF) 及びフランス外務省、スペイン語訳はスペイン環境省が支援しています。日本語の翻訳は地球産業文化研究所 (GISPRI) が行っています。ENB に掲載される意見は執筆者のものであり、必ずしも IISD や他の支援者・支援団体の意見を反映したものではありません。ENB の抜粋・引用は、適切な学術的引用とともに、非営利の出版物にのみ可とします。ENB およびレポーティングサービスに関するお問い合わせは IISD レポーティングサービス責任者まで [kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org)。TEL +1-646-536-7556、住所 300 East 56th St. Apt 11A, New York, NY 10022, USA. 国連気候変動会議—パリ会議—ENB チームの連絡先: [chris@iisd.org](mailto:chris@iisd.org)。パリで発行している ENB レポートはリサイクルペーパーを使用しています。

NEDO からの委託により GISPRI 仮訳